

鈴鹿市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、当該告示の日から生ずるものとする。

令和6年10月1日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市伊船町字北上ノ割に編入する区域

鈴鹿市伊船町字中上ノ割2309の1、2311の1、2312の1、2312の6、2312の7、2313の1、2313の4、2314の17、字北下ノ割2095、2096、2097、2098、2099、2100、2101の1、2101の3、2102の3、2113の1、2113の5、2114の1、2115の1、2116、2117、2118、2119、2120の1、2120の2、2121の1、2121の6、2122の3、2124の1、2124の3、2168の5、2168の6、2168の12、2168の17、2168の18、2169の3、2169の6、2171の6、2172の1、2173の1、2173の2、2174、2175、2176、2192の3、2192の4、2192の5、2192の27及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部